

中期目標・中期計画（素案）

国立大学法人大分大学

平成21年6月26日

国立大学法人大分大学の中期目標・中期計画（素案）

中期目標	中期計画
<p>(前文) 大学の基本的な目標</p> <p>本学は大分大学憲章が示す目標を達成すべく、有為な人材の育成に努めるとともに、教育・研究・医療・社会連携への取り組みを通して特色ある大学づくりを目指し、もって総合大学としての機能の高度化や地域における「知の拠点」としての役割を果たす。</p> <p>1) 知識基盤社会に求められる人材の育成 基礎的な学力に裏打ちされた高い専門知識とともに、柔軟な思考力と創造性を身に付け、知識基盤社会で活躍できる自立した人材の育成を目指す。時代や社会の要請及び学問の発展に対応した人材育成を行うために、教育研究組織の再構築を目指す。</p> <p>2) 特色ある大学づくり 大学の個性化と高度化を目指し、大学院レベルの教育で目指す「高度の専門職業人養成」、学部レベルの教育による「幅広い職業人養成」、及び全学的な教育、研究、医療活動が役割を担う「社会への貢献」において、本学の特色を発揮する。本学が「ナショナルセンター」に相応しい実績を有する分野については、「世界的な教育研究拠点」を目指す。</p> <p>3) 地域社会との共生・発展 大分県に立地する唯一の国立大学として、この地域における「知の拠点」として機能するとともに、地域の活性化に貢献する「リージョナルセンター」としての役割を果たす。</p> <p>4) 発展を支えるマネジメント体制と安定した経営基盤の構築 運営体制の改革と安定した経営基盤の構築に努め、弾力的で効率的な大学経営の実現を目指し、質の高い管理運営組織を整備する。</p>	
<p>◆ 中期目標の期間及び教育研究組織</p> <p>1 中期目標の期間 中期目標の期間は、平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6年間とする。</p> <p>2 教育研究組織 この中期目標を達成するため、別表に記載する学部、研究科を置く。</p>	
<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置</p>

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標

- アドミッション・ポリシーに応じた優れた学生を確保する。

- 学生が確実に成長する学士課程教育，修士課程教育及び博士課程教育を行う。

- 学習への動機付けと意欲の向上に資する教育方法と研究指導を推進する。

- 学生の成長過程を検証し，教育成果を向上させる。

(2) 教育の実施体制等に関する目標

- 学生の成長を目指す教育実施体制を充実させる。

- 教員の教育力向上のために，効果的なFD等の組織的な取組を推進する。
- 教育目標に応じて，既存組織の改組を含む教育実施体制の再構築を推進する。

- 学術情報拠点を中心に，新しいサービスモデルを形成し学習・教育・研究を支援する。

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置

- ・ 高等学校の学習成果と学士課程教育に必要な能力・適性を適切に把握・評価する入学者選抜を行う。(学部)
- ・ 学士課程での学習成果，並びに高度専門職業人及び研究者に必要な能力・適性を適切に把握・評価する入学者選抜を行う。(大学院)
- ・ 本学と高等学校との連携を通じて，高等学校教育と大学教育の接続方法を充実させる。(学部)
- ・ 導入・初年次教育を中心として，コミュニケーション能力等を含むアカデミックスキルの向上を図り，外国語能力の養成などの国際性の涵養を含む教育の改善・充実を進める。(学部)
- ・ 養成すべき人材像を踏まえ，全学共通教育とキャリア形成教育を体系的に関連付けた専門教育を充実させる。(学部)
- ・ 社会人・留学生などの多様な学習履歴を踏まえたコースワーク(専門的知識，関連領域及び研究技法に関する教育)と論文作成指導及び学位論文審査を体系化したカリキュラム編成を行う。(大学院)
- ・ 各研究科の定める教育目標に応じて，認定資格教育，研究企画・管理能力と教育力の育成等の教育プログラムを充実させる。(大学院)
- ・ 学生が主体的に学習に参画する双方向的な教授方法(アクティヴ・ラーニング)，学習への動機付けの深化を図る実社会体験学習等の教授方法の開発・導入を進める。(学部)
- ・ 多様なメディアを活用し，授業形態の多様化を図るとともに，自由な学習機会の拡充を進める。(学部)
- ・ 複数教員による研究指導，国内外の学会参加等の多様な指導方法を積極的に導入する。(大学院)
- ・ 厳格な単位制度，授業の到達目標と評価基準の明示を一層徹底し，学習成果の達成度をより適正に把握する評価方法を策定する。(学部・大学院)
- ・ 各研究科の教育目標に応じた学位取得プロセスを整備し，明示する。(大学院)

(2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ・ 大学全体の教育力を生かして，全学共通教育の実施体制を一層充実させる。
- ・ 国内外の大学連携等を推進することにより，教育実施体制を充実させる。
- ・ 全学教育機構を中心として，FD研修会等を定期的かつ継続的に企画・開催し，教材・学習指導法等の改善と充実を進める。
- ・ 時代と社会の要請，学問の発展に対応した人材育成を行うために，入学定員の見直しを含め既存組織の改組等，教育実施体制(教養教育実施組織，学部・大学院・センター等)の再構築を行う。
- ・ 学術情報拠点を中心に情報の利用環境を整備するとともに，情報の利活用を支援する体制を整備する。

(3) 学生への支援に関する目標

- 豊かなキャンパスライフのための環境整備を行う。
- 学生生活支援を教育の一環と位置づけ、積極的かつ多面的に推進する。
- 組織的な学生相談体制を発展させる。
- 学生の共同参画を進め、正課外教育を充実させる。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

- 持続性のある基盤研究を創生し、重点的に取り組む領域について、国際的視野での独創的・先導的な研究を推進する。
- 社会、とりわけ地域社会・国際社会と連携した研究を創出するための体制を整備する。

(2) 研究実施体制等に関する目標

- 競争的環境に対応できる研究実施体制の強化のため、若手研究者等の人材育成の目的を含めた研究支援方法などを確立し、研究の質の向上に取り組む。
- 学術研究の動向等に応じて、先進的研究推進のための環境を整備する。
- 研究成果を還元するため、効率的・効果的な実施体制の見直しにより、具体化を推進する。

- ・ 図書館と情報処理センターの機能を併せ持つ学術情報拠点の特色を生かした学習・研究支援環境を整備する。

(3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- ・ 図書館、学生ラウンジ、情報ネットワーク等、自学自習のための環境整備を推進する。
- ・ 食堂スペースの拡充、学生寮の充実等、キャンパス内生活環境を改善する。
- ・ 大学独自の奨学金制度を設立するとともに、入学料・授業料免除制度を充実させる。
- ・ 障がいのある学生に対する支援体制の充実と環境整備を包括的に推進する。
- ・ 外国人留学生に対して、学生の特性・個性に応じた就職支援等を行う。
- ・ 精神科医、臨床心理士、キャンパス・ソーシャルワーカー、産業カウンセラー等の専門家による組織的な学生相談体制を充実させる。
- ・ 就職・進路の個別指導と支援を学部等と全学的組織が協働して実施する。
- ・ 大学開放事業等の大学行事において、学生の参画を積極的に進める。
- ・ 課外活動施設・設備を充実させ、それを活用したサークル活動やボランティア活動及び学生による地域交流事業を活性化させる。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- ・ 全学研究推進機構を軸として、人間環境科学、福祉科学、生命科学及び学際・複合・新領域の学問分野における独創的・先導的研究を推進する。
- ・ イノベーション機構を一層充実させるとともに、研究相談等の窓口機能を強化する。
- ・ 研究成果を国内外に向けて積極的に情報発信するとともに、社会への研究成果の還元を推進する。

(2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ・ 学部・研究科の枠を超えたプロジェクト研究を推進できる研究実施体制を整備し、迅速で効果的な研究成果を得るため、学内外の若手研究者等の研究員を活用するとともに、必要な環境整備及び研究費獲得のための支援を推進する。
- ・ 部局の基盤研究を連携・融合し、全学研究推進機構での研究実施体制を強化する。
- ・ 大学の技術シーズと産業界ニーズのマッチングを促進するための情報提供、教員と企業等との共同研究や受託研究のコーディネーション活動、企業等に対するコンサルティング活動を通して、知的財産の創出・権利化を進めるとともに、知的財産に対する意識を更に高める取組を組織的に推進する。
- ・ ベンチャービジネスの新たな展開となる独創的研究と教育を推進する。

3 その他の目標

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標

- 地域における学術情報の拠点として、地域社会に貢献できる情報発信サービスを提供する。
- 地域社会及び国際社会に開かれた大学として、地域社会、産業界、地方自治体及び国内外の大学との多様な連携・協力・支援関係を強化し、社会貢献を充実させるための体制を整備する。

(2) 国際化に関する目標

- 国際社会に開かれた大学として、海外の大学等との多様な連携・協力・支援関係を強化し、国際交流を推進する。

(3) 附属病院に関する目標

- 地域の中核病院としての機能を充実させ、地域医療・福祉の向上に貢献する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

- ・ 学術情報拠点を通して、本学が生産または所有する学術情報を地域や社会に積極的に提供する。
- ・ 大学開放事業などを継続的に進め、また、各種の事業において、学生との協力関係を構築するとともに、各部署や全学で実施する県民対象事業等の大学開放事業を推進する。
- ・ 全学教育機構を中心として、公開講座・公開授業等の大学開放事業に総合的に取り組む体制を整備する。
- ・ 地域社会との交流を促進し、大分県及び県内全ての地方自治体との協力協定を実質的に推進することによって地域の活性化に寄与する。
- ・ 産学連携活動によって、地域社会を担う中核的人材の育成を促進する。
- ・ 地域の公私立大学等との研究上の連携を深め、中核大学としての役割を果たす。
- ・ 福祉に関して、地域並びに国内外、特にアジア諸国の教育・研究機関との連携を強化する。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

- ・ アジア諸国をはじめとする国・地域などに留意しつつ、優秀な留学生の戦略的な受入れを推進し、卒業後のフォローアップについても強化を図るなど体系的な留学生受入れ体制を確保するとともに、学生の海外留学を積極的に推進し、国際教育を向上させる。
- ・ 教員等の研究者の海外派遣をより一層推進するとともに、海外の大学等からの研究者を積極的に受入れ、海外の大学との研究上の交流を強化する。
- ・ アジア諸国をはじめとする途上国の人材育成支援、開発協力などによる国際的貢献活動に積極的に参加する。

(3) 附属病院に関する目標を達成するための措置

- ・ 患者プライバシーの確保とアメニティの向上を実現させるとともに、臨床現場として教育・研究機能を充実させるため、国の財政措置の状況を踏まえ、附属病院再整備計画を推進する。
- ・ 診療機能を充実・レベル向上させるため、先進的な診断機器や治療機器の導入等の計画的設備更新を行う。
- ・ 地域住民が安心できる医療を提供するため、都道府県がん診療連携拠点病院・救命救急センター機能、及びその他の政策医療・地域医療への貢献策を策定し、実行する。
- ・ マグネット病院としての機能を強化し、地域中核病院及び地域の医療機関とのネットワークを構築する。

- 医療安全への取組を強化し、医療の質を向上させる。
- 倫理感豊かな質の高い医療人を育成する。
- 臨床研究を推進し、先進的な医療技術を開発する。
- 経営改善に基づき、効率的な病院経営を行う。

(4) 附属学校に関する目標

- 附属学校園の組織・業務運営の改善を図り、大学・学部と附属学校園との教育研究上の連携を強化する。

- ・ 医療安全に関する体制の構築及び具体的取組を計画的に検証し、改善を行う。
- ・ 質の高い専門医・専門薬剤師・専門看護師を育成する教育等を充実させる。
- ・ 社会の要望に応える医療人を養成し、臨床研修医の安定的確保のため、臨床研修カリキュラム・専門医養成コースを作成する。
- ・ 治験中核病院としての活動を推進し、新薬の開発を進める。
- ・ 疾病構造の変化に対応した高度医療・先進医療を実現する臨床研究を行う。
- ・ 附属病院のガバナンスを明確化する体制を整備する。
- ・ 社会環境の変化に柔軟に対応できる戦略的病院経営を行う。

(4) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- ・ 附属学校園の学内マネジメント体制及び地域に開かれた運営体制の整備を図り、公立学校との人事交流・地域貢献等に関する基本方針を策定して実施する。
- ・ 大学・学部と附属学校園が連携し、園児児童生徒一人一人の教育的ニーズ（理数教育、国際理解教育、ICT能力育成、異学校種間の接続教育及び特別支援教育など）を踏まえた教育課程及び指導方法についての先導的・実験的な調査研究を行うとともに、地域の教育課題に対応した調査研究を推進する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 組織運営の改善に関する目標

- 社会環境の変化や社会のニーズに対応するため、柔軟かつ機動的な教育研究組織の整備及び安定的・効率的な大学経営を実現するための学内資源配分など、戦略的マネジメント改革を推進する。
- 学長がリーダーシップを発揮しつつ、PDCAサイクルを活用した運営体制において、激変する環境の変化に適切に対応し、全学的な視点に立った機動的な大学運営を遂行する。
- 公平性及び客観性を確保しながら、柔軟で多様な人事システムを構築するとともに、優秀な人材の確保を行う。
また、中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理を行う。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置

- ・ 教育及び研究の実施体制の充実・改革に向けて、教育研究組織の弾力化を推進する。
- ・ 学長のリーダーシップの下、社会情勢を見据えた戦略的経営を実行するための具体策を策定し実行する。
- ・ 予算配分については、一定の枠を留保し、教育研究環境整備や教育研究の活性化につながる戦略的経費への重点化を行う。
- ・ 全学及び部局における運営体制の問題点等について、機動的・戦略的な運営の観点から点検を定期的に行い、その点検結果に基づき必要な改善策を講じる。
- ・ 教員については、教員評価システムの運用により、評価委員会で教育活動を適切に評価し、優れた教員に対する支援方策を実施するための合理的な教員評価システムを段階的に整備する。また、教職員の処遇に本人の業績が適切に反映されるシステムを構築する。
- ・ 大学運営上重点的な分野及び戦略的に取り組む分野に対応できる人事システムを構築する。
- ・ 男女共同参画を推進しつつ、実践的経験や識見を有する学外者等、国内外の優秀な人材の積極的登用を実施する。
- ・ 全学的な視点から、全体の教職員に係る人件費管理を一体的に行い、適正かつ効率的な人事管理を実施する。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標

- 事務処理の効率化・合理化を目指した業務改革を実行する。
- 運営体制の変更に柔軟に対応できる機能を持つ事務組織を構築する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標

1 外部研究資金，寄附金その他の自己収入の増加に関する目標

- 科学研究費補助金などの外部研究資金及び寄附金の拡充並びにその他の自己収入の確保に向け全学的に取り組む。
- 附属病院においては，国立大学の附属病院としての使命を踏まえた機能強化を行い，財政基盤を確立する。

2 経費の抑制に関する目標

(1) 人件費の削減

- 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき，平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に，「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき，国家公務員の改革を踏まえ，人件費改革を平成23年度まで継続する。

(2) 人件費以外の経費の削減

- 経費抑制に対する点検・見直しを行うとともに，教職員の意識改革を進めることにより，更に経費の抑制を推進する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標

- 戦略的な施設等の整備・維持管理及び保有資産の見直しを行い，効率的・効果的な資産の運用を行う。

2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

- ・ 事務改革会議において，現行業務の検証を行い，これを踏まえた，効率的・合理的業務への改善を実行する。
- ・ 学長・理事等の支援を行うとともに，教学組織と密接に関わるなど，大学運営の専門職能集団としての機能を発揮できる事務組織を構築する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金，寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

- ・ 科学研究費補助金，受託研究費及び寄附金等の外部研究資金を積極的に獲得するとともに，戦略的に自己収入の確保を行う。
- ・ 本学の知的財産を活用し積極的に公募事業に申請する。
- ・ 外部研究資金を確保するために，研究シーズ等のデータベースを充実させるとともに学外への積極的な公表を行う。
- ・ 附属病院においては，地域医療の中核病院としての役割と責任を果たすため，計画的な機能強化を行い，毎年度病院収入等の目標額を設定し，安定した財政基盤を確立する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 人件費の削減

- ・ 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき，国家公務員に準じた人件費改革に取り組み，平成18年度からの5年間において，△5%以上の人件費削減を行う。更に，「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき，国家公務員の改革を踏まえ，人件費改革を平成23年度まで継続する。

(2) 人件費以外の経費の削減

- ・ 経費抑制に対する点検・見直しを行うとともに，光熱水量の使用実績及びゴミの排出量を公表することなど，教職員の意識改革を進め，更にインセンティブを与えるような予算配分などを行うことにより，光熱水量及びゴミの排出量等について，毎年度抑制目標を定めて，計画的に削減する。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

- ・ 「第2期中期施設整備計画」及び「第2期中期施設マネジメント計画」に基づき，戦略的な施設等の整備・維持管理及び保有資産の見直しを行い，資産の効率的・効果的運用を行う。

<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標</p> <p>○ 各種評価の検証・改善を行い、効率的かつ適切な評価を実施する。</p> <p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標</p> <p>○ 「開かれた大学」づくりの一環として、広報体制を一層充実させるとともに、情報公開を更に推進する。</p>	<p>IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価委員会で各種評価システム等の検証・改善を行うとともに、ICTを活用して情報の体系的な収集・共有化を図り、評価作業の効率化と負担の軽減を推進する。 <p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報を効果的に推進するために、事務体制、広報誌の編集局などを常に見直しながら時代の要請に対応できる広報体制を構築し維持する。 ・ 情報公開の状況を検証し、その結果を定期的に公表する。
<p>V その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標</p> <p>○ 施設の整備・活用にあたっては、環境と安全に配慮したキャンパスづくりを推進する。</p> <p>○ CIOのもとに学術情報基盤コンソーシアムによる学内情報システムの全体的最適化を考慮したICT環境の整備を進める。</p> <p>2 安全管理に関する目標</p> <p>○ 施設設備の安全と環境等に配慮した信頼性のある教育研究環境と危機管理体制の整備を行う。</p> <p>3 法令遵守に関する目標</p> <p>○ 経理の適正化等、法令等を遵守するとともに、適正な運営・管理の基盤となる環境の整備を行う。</p>	<p>V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「第2期中期施設整備計画」及び「第2期中期施設マネジメント計画」に基づき、施設設備の整備・活用を行う。 ・ 本学の環境方針に基づき、省エネルギー・温室効果ガスの削減・3R（リデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用））の推進により環境負荷の少ない施設等整備を行う。 ・ 全学的なICT戦略を企画・立案し、情報セキュリティの向上及びICTコンプライアンスを推進する。 <p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 安全管理・事故防止等に関する全学的な安全衛生管理体制を見直し、施設設備の再点検を行い、改善計画を策定し、安全性等を強化する。 ・ 災害、大規模事故等の危機に備え、予防対策、発生時対策等を視野に入れた危機管理体制の確立・整備を行う。 ・ 「第2期中期施設整備計画」に基づき、安心・安全のための耐震改修・セキュリティ強化・バリアフリー推進・予防保全を行う。 <p>3 法令遵守に関する目標を達成するための措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンス室を中心に、公的研究費の不正使用の防止のための具体的取組を推進する。 ・ 法令遵守に係る状況を検証し、その結果を定期的に公表する。

学部等の記載事項

(別表)

中期目標		中期計画	
別表(学部, 研究科等)		別表(収容定員)	
学部	教育福祉科学部 経済学部 医学部 工学部	平成22年度	教育福祉科学部 980人 (うち教員養成に係る分野 400人) 経済学部 1,240人 医学部 840人 (うち医師養成に係る分野 580人) 工学部 1,500人 教育学研究科 78人 (うち修士課程 78人) 経済学研究科 49人 (うち修士課程 40人) 博士課程 9人) 医学系研究科 182人 (うち修士課程 62人) 博士課程 120人) 工学研究科 306人 (うち修士課程 270人) 博士課程 36人) 福祉社会科学研究科 24人 (うち修士課程 24人)
研究科	教育学研究科 経済学研究科 医学系研究科 工学研究科 福祉社会科学研究科	平成23年度	教育福祉科学部 980人 (うち教員養成に係る分野 400人) 経済学部 1,240人 医学部 850人 (うち医師養成に係る分野 590人) 工学部 1,500人 教育学研究科 78人 (うち修士課程 78人) 経済学研究科 49人 (うち修士課程 40人) 博士課程 9人) 医学系研究科 182人

		(うち修士課程 62人 博士課程 120人) 工学研究科 306人 (うち修士課程 270人 博士課程 36人) 福祉社会科学研究科 24人 (うち修士課程 24人)
平成 24 年 度	教育福祉科学部 980人 (うち教員養成に係る分野 400人) 経済学部 1,240人 医学部 855人 (うち医師養成に係る分野 595人) 工学部 1,500人 教育学研究科 78人 (うち修士課程 78人) 経済学研究科 49人 (うち修士課程 40人 博士課程 9人) 医学系研究科 182人 (うち修士課程 62人 博士課程 120人) 工学研究科 306人 (うち修士課程 270人 博士課程 36人) 福祉社会科学研究科 24人 (うち修士課程 24人)	
平成 25 年 度	教育福祉科学部 980人 (うち教員養成に係る分野 400人) 経済学部 1,240人 医学部 860人 (うち医師養成に係る分野 600人) 工学部 1,500人 教育学研究科 78人 (うち修士課程 78人)	

		<p>経済学研究科 49人 (うち修士課程 40人 博士課程 9人)</p> <p>医学系研究科 182人 (うち修士課程 62人 博士課程 120人)</p> <p>工学研究科 306人 (うち修士課程 270人 博士課程 36人)</p> <p>福祉社会科学研究科 24人 (うち修士課程 24人)</p>
平成 26 年 度		<p>教育福祉科学部 980人 (うち教員養成に係る分野 400人)</p> <p>経済学部 1,240人</p> <p>医学部 865人 (うち医師養成に係る分野 605人)</p> <p>工学部 1,500人</p> <p>教育学研究科 78人 (うち修士課程 78人)</p> <p>経済学研究科 49人 (うち修士課程 40人 博士課程 9人)</p> <p>医学系研究科 182人 (うち修士課程 62人 博士課程 120人)</p> <p>工学研究科 306人 (うち修士課程 270人 博士課程 36人)</p> <p>福祉社会科学研究科 24人 (うち修士課程 24人)</p>

平成 27 年 度	教育福祉科学部	980人	
		(うち教員養成に係る分野	400人)
	経済学部	1,240人	
	医学部	860人	
		(うち医師養成に係る分野	600人)
	工学部	1,500人	
	教育学研究科	78人	
		(うち修士課程	78人)
	経済学研究科	49人	
		(うち修士課程	40人
	博士課程	9人)	
医学系研究科	182人		
	(うち修士課程	62人	
	博士課程	120人)	
工学研究科	306人		
	(うち修士課程	270人	
	博士課程	36人)	
福祉社会科学研究科	24人		
	(うち修士課程	24人)	